

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監 査 対 象 寒河江市田代地区多目的交流館
所 管 課 みらい協働課
指定管理者 特定非営利活動法人 葉山の里たしろ
- 3 監 査 着 眼 点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和7年11月18日
- 5 監 査 実 施 場 所 寒河江市田代地区多目的交流館
- 6 監 査 の 実 施 内 容 令和6年度の寒河江市田代地区多目的交流館の管理
に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。